

平成22年12月7日  
閣議決定

## 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

(抜 粋)

## Ⅰ 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行されたいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバ

ナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

## II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

### 1. 研究開発関係

- 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。
- 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。
- 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。
- 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。
- 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

### 2. 金融関係

- 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。
- 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。
- 債権管理・資金回収を強化する。
- 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

### 3. 研修・試験関係

- 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。
- 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。
- 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

#### 4. 施設管理・運営関係

- 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。
- 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

#### 5. 検査・分析関係

- 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

#### 6. 病院関係

- 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。
- 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

#### 7. その他

##### ① 情報収集・提供

- 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

##### ② 交流・招へい

- 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

##### ③ 助成・振興

- 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。
- 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

### III 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

#### 1. 不要資産の国庫返納

- 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。
- 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。
- なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

#### 2. 事務所等の見直し

- 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。
- 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。
- 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。
- 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。
- 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

#### 3. 取引関係の見直し

##### ① 随意契約の見直し等

- 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着

実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

## ② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

## ③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

## ④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
  - ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。
  - イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
  - ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。
- 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

#### 4. 人件費・管理運営の適正化

##### ① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
  - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
  - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
  - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

##### ② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

#### 5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

#### 6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

消費者庁	国民生活センター
------	----------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	<p>当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う</li> <li>・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行うとの基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。</li> </ul> <p>相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。</p> <p>商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。</p> <p>そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。</p>
02 情報・分析事業			
03 相談事業			
04 商品テスト事業			
05 研修事業			
	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。
06 裁判外紛争解決手続（ADR）事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。
07 企画調整事業			

## 【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08 不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。
09 事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10 取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12 組織の見直し	法人の在り方を見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。

消費者委員会における国民生活センターについての主な審議経過

- 平成 22 年 5 月 14 日 第 24 回消費者委員会  
・国民生活センターの事業仕分け結果についてヒアリング(消費者庁・国民生活センター)
- 平成 23 年 2 月 4 日 第 46 回消費者委員会  
・国民生活センターの在り方の見直し(タスクフォース等)についてヒアリング(消費者庁)
- 平成 23 年 2 月 18 日 第 47 回消費者委員会  
・国民生活センターの地方消費者行政への支援についてヒアリング(群馬県・京都府・熊本県長洲町)
- 平成 23 年 5 月 20 日 第 54 回消費者委員会  
・国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース(中間整理)についてヒアリング(消費者庁・国民生活センター)
- 平成 23 年 5 月 27 日 第 55 回消費者委員会  
・国民生活センターの在り方の見直しについてヒアリング((社)消費者関連専門家会議・全国消費者団体連絡会・全大阪消費者団体連絡会)
- 平成 23 年 6 月 3 日 第 56 回消費者委員会  
・国民生活センターの在り方の見直しについてヒアリング(金子晃 慶應義塾大学名誉教授・藤田宙靖 東北大学名誉教授)

第47回消費者委員会(平成23年2月18日)  
地方公共団体ヒアリング概要  
(国民生活センターの地方消費者行政への支援について)

1. 説明者

群馬県 生活文化部 消費生活課長 野本守利様  
京都府 府民生活部 消費生活センター長 足立敏様  
熊本県 長洲町 副町長 大山真理子様

2. ヒアリング概要

以下は、各説明者の発言の要旨を消費者委員会事務局において要約・整理したものを示す。

(1) 相談支援

- ・相談は、消費者行政の中で最重要の位置付け(個別紛争解決のみならず、それ以外の諸施策に必要な情報のソース)。これを軸として他の機能が有機的につながっている。
- ・P I O - N E Tは、相談から入力までのタイムラグがあり、また、登録情報にも制約があるため、それだけをもとに効果的な相談支援をすることは困難。P I O - N E Tの文字情報は限定的であり、相談支援につなげるには、自ら相談業務・あっせんに取り組むことで被害状況を捉えることが必要。これは、P I O - N E Tの登録情報をどんなに拡充しても同じこと。
- ・地方支援の観点から経由相談(助言・共同処理・移送)は重要で、その機能の充実のために、国民生活センター自身が直接相談を受けることが必要。
- ・都道府県にとっても、新しいトラブル・複雑なトラブルの対処法や、他県での対応例等について、国民生活センターの経由相談を利用するニーズはある。また、直接相談・経由相談による国民生活センターのあっせん結果の一部(相談の多いもの・社会的な影響の多いもの)は、全国の自治体に情報提供されるため、地方でのあっせんの指針になり、事業者との合意形成も図りやすい。さらに、交渉過程・事前調査の手順も提供されるため、一般的な相談処理のマニュアルにもなる。

- ・消費者安全法施行により、小規模市町村にも相談対応の義務が課された。取り組み始めた小規模自治体にとって、国民生活センターの相談OJT(巡回相談)や人脈による相談員ネットワーク構築は非常に有用。小規模自治体は、人事異動等によりノウハウも根付きにくく、継続したサポートが必要。
- ・消費者ホットラインがまだ十分に機能しておらず、認知度を高める上でも、市町村の体制が整うまでは、当面は、そのバックアップとして、国センが直接相談を受け付けることが必要。

## (2)ADR

- ・消費者問題は被害額が少額で、訴訟はコストで見合わないため、ADRは有用。国民生活センターのADRは、地方であっせんが不調に終わった事案の個別解決という地方支援の機能と、同種紛争解決の解決指針の提示という両面のメリットあり。
- ・民間ADR・弁護士会ADRは、個別紛争解決が目的で処理結果の公表がないし、事業者団体ADRには、公平性について消費者側に心情的な不信感がある。
- ・自治体の苦情処理委員会は、取扱件数も少なくノウハウが全くない。国民生活センターのサポートが必要。

## (3)研修

- ・県は基礎的知識の研修、国民生活センターは高度複雑な内容の研修、という役割分担と捉えている。ただし、県の体制から、研修内容は限定的にならざるを得ない。あっせん交渉ノウハウ等の現場ニーズに即した研修は、専門性のある国民生活センターが企画する必要がある。
- ・国民生活センターの研修には、相談員同士のノウハウ交換・ネットワーク構築という副次的な効果もあり、これは非常に重要。
- ・地方自治体による相談・あっせんにあたっては、知識・ノウハウの習得だけでなく、住民生活の安全・安心、暮らしの質向上を図る行政サービスの一環なのだという基本スタンスを理解させることが重要で、そのような研修の企画について、民間に委ねることは適切でない。
- ・研修の運営実施を他機関に委託するとしても内容の監修・全体の調整は、相談・情報に通じた国民生活センターが担うべき。

- ・民間機関が研修を実施した場合、事業として運営するために、参加費等のコストが高くなることが懸念。(コストを抑えるために内容を犠牲にするのは本末転倒)

#### (4) 商品テスト

- ・全国の都道府県の大半がテスト業務・職員を縮小・廃止しているのが実情。地方で対処できないテストの担い手が必要。
- ・国民生活センターの苦情処理テストは、詳細な結果報告が得られるため、相談者に十分な説明ができ、結果として相談者の納得・理解が得られやすい(特に、メーカーの原因究明に納得しない相談者)
- ・国民生活センターは、「事故が現実には発生していなくても苦情相談に係る事案について検査を実施する」という点でNITEと異なる。NITEは個人の苦情解決が目的ではないので、製品について思ったような効果がないという相談に対応するテスト(例：ペットフードの毒性試験)は原則として実施しない。一方、国民生活センターであれば、検査の結果、効果がなかったり、表示通りの成分が入っていなければ、公表・回収等につながり得る。
- ・国民生活センターのテストは、事故防止・安全のための検査のみならず、相談と密接に連携しながら、虚偽広告や誤情報による消費者被害を防ぐ機能も有する。

#### (5) 情報分析・提供等

- ・国民生活センターは、日常的に相談業務(直接相談・経由相談)を実施しているからこそ、被害の実態・深刻性をリアルタイムに把握できており、これが迅速な情報提供につながっていると感じている(例：アフリカントラスト株式会社が発行する社債に係るトラブル)。
- ・国民生活センターは、国の関係機関でありつつ、かつ、独立した判断が可能であるがゆえに、行政機関等(大使館等含む)からの積極的な情報収集や迅速な情報提供が可能である(例：アフリカントラスト株式会社が発行する社債に係るトラブル)。

- ・相談業務について、行政機関が行う場合は交渉の自由度を損なうし、民間機関が行う場合は行政機関の活用が十分にできないことから交渉が難航することが想定される(例：アフリカントラスト株式会社が発行する社債に係るトラブル)。
- ・商品の安全性や契約トラブルに関する情報発信について、現在、国民生活センターも消費者庁も行っているが、これをすべて国民生活センターに集約するというのも一案ではないか。

(6) その他

- ・国民生活センターについても、事業・事務の無駄の見直しは必要。ただし、結果として消費者行政の充実につながらないのでは本末転倒。
- ・各業務の個別具体的・自己完結的な検討ではなく、各業務の一体性・相互補完性を踏まえた上で各業務の役割・機能を検討すべき。各業務はそれぞれ非常に関連性が深い。
- ・国民生活センターの機能は、相談支援を軸に、他の機能が有機的に関連結合している。
- ・行政機関ではなく民間でもない、という特性が、情報提供・あっせん等の場面で、非常に有効に働いているという点を重要視すべき。

以上

第55回消費者委員会(平成23年5月27日)  
事業者団体・消費者団体ヒアリング概要  
(国民生活センターの在り方について)

1. 説明者

社団法人消費者関連専門家会議 滝田章理事長、佐藤喜次常任理事  
全国消費者団体連絡会 阿南久事務局長  
全大阪消費者団体連絡会 飯田秀男事務局長

2. ヒアリング概要

以下は、各説明者の発言を消費者委員会事務局において要約・整理したもの

(1) 検討の進め方について

- ・本件の検討にあたっては、消費者庁等設置法等に関する国会の附帯決議に基づいて、今後の消費者委員会での審議の結果を十分に踏まえる必要があるし、政府において独立行政法人の制度そのものの見直しも今後行われることから、拙速に結論を出すべきではない。
- ・国会の議論を経て、国においては、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターという3者からなる消費者行政の体制でスタートしたはずであり、この体制を見直すのであれば、消費者庁と国民生活センターだけを取り出して2者の関係に結論を出すのではなく、3者の機能と組織をトータルで見直す必要がある。
- ・本件の検討にあたっては、より多くの関連当事者の意見を踏まえるべき。例えば、地方自治体については、タスクフォースや消費者委員会において、一部の地方自治体の意見を聞いているものの、いずれも、ある程度体制が強化された自治体である印象。むしろ、未だ体制が強化されていない自治体についても、本件について意見を聞く必要があるのではないか。

- ・タスクフォースの中間整理では、消費者庁や国民生活センターの機能・果たすべき役割についての記載が非常に抽象的で、「効率化」「機能の重複」等の言葉だけが先行している印象。「何のどこがどのように重複しているのか」「本当に重複しているのか」「一元化された場合に、相談・あっせん、商品テスト、研修はどのように行われるのか」等々、今後、もっと個々の機能について具体的かつ詳細な議論が必要であり、それなしには「望ましい組織の在り方」は判断できないはず。
- ・タスクフォースの議論において、消費者庁・国民生活センターが現在抱えている課題が浮き彫りになった意義は大きい。各々の組織において、組織の在り方の議論と並行して、現状抱えている課題に迅速に取り組む必要がある。
- ・その一環として、トラブルの未然防止・より良い商品サービスの提供という観点から、P I O - N E Tに登録された相談・苦情の情報について事業者における活用という方向も検討する必要があるのではないか。

## (2) あっせん・ADRについて

- ・国民生活センターのADRは、解決が難航していた消費者とのトラブルについて、国民生活センターが間に入ることで、消費者・事業者相互が納得のいく形で円滑な解決につながりやすいという実感がある。消費者にとっても事業者にとっても非常に大きな役割を果たしている。
- ・これまでは、解決が難航している消費者とのトラブルについて、いきなり裁判で解決ということではなく、その前段階で、国民生活センターが間に入って、あっせんやADRによって、穏当に話し合いで解決する道が確保されていたし、事業者側からトラブルの解決について国民生活センターに相談することもできた。

- ・仮に、法執行と支援相談(あっせん含む)・ADRの両方を消費者庁(施設等機関含む)が担うとなると、一定の分離がされるとはいうものの、事業者側からすると、検事と裁判官を一つの主体が担うようなイメージとして受け取られることとなり、規制官庁のもとで、企業側の実情を率直に説明し、話し合いでトラブルを解決することは事実上困難になり、消費者とのトラブルについて規制官庁に相談するということは考えにくい。結果として、トラブルの円滑な解決が阻害されることを懸念する。
- ・地方の消費生活センターの紛争解決能力はまだ成長の途上にあり、大都市圏と比べると格差があるのが現実。したがって、これまでの国民生活センターのノウハウを活用する等により地方自治体におけるADRを育成することは重要であるが、すぐに国民生活センターのADRが果たしているのと同等の役割を果たすことは期待できない。
- ・通常の民間のADR機関は個別紛争の解決のみを目的としているのに対し、国民生活センターのADRは、これに加えて、類似の消費者トラブルの解決の指針を全国の地方自治体(消費生活センター)に提示する機能も持ち合わせているところに意味がある。どのような組織の在り方になるにせよ、この紛争解決機能と解決指針提示機能が維持されなければ、その点で、消費者行政の後退につながるのではないか。

(3) タスクフォース中間整理で示された消費者庁の「施設等機関」と「内部部局」との関係等について

- ・中間整理で示されたプランでは、国民生活センターが担ってきた機能が、消費者庁の内部部局と施設等機関に分断される。国民生活センターの諸機能は、1つの独立した組織で一体的に取り組みまれてきたからこそ、情報発信をはじめとして、迅速で柔軟な対応を可能とし、地方消費者行政への支援にも寄与してきた側面があり、この独立性・一体性は確保する必要がある。

- ・特に、「相談・あっせん」と「P I O - N E T管理・情報分析提供」の担い手を分けることは望ましくない。P I O - N E Tに集積した情報を、相談業務により蓄積されたノウハウを持って分析し、必要に応じて商品テストも行い、これを踏まえた注意喚起情報を発信するという一連の流れを一体的に行う必要がある。この一体性について、組織を分けても連携すればできるという発想は安易ではないか。
- ・組織を分けるのであれば、「政策の企画立案と法執行」と「それ以外」とに分けて、消費者庁本体は、政策の企画立案の法執行に専念するという考え方もあるはず。
- ・消費者行政全体の強化のために、国民生活センターの諸機能の担い手が、消費者庁の中(施設等機関含む)にあった方がよいのか、外にあった方がよいのか、という点については、現時点では判断が難しい。しかし、法執行と相談・あっせんとの分離の必要性、注意喚起等の情報提供の柔軟性・迅速性確保の必要性等を踏まえると、現行の国民生活センターの機能の維持・強化のためには、その担い手は、消費者庁の指揮命令系統から、一定程度、独立していることが必要ではないか。

#### (4) その他

- ・消費者庁と国民生活センターとの「機能の重複」という点について、例えば、情報分析についても、必ず1つの組織に集約しなければいけないということはないはず。国民生活センターが集約した情報について、国民生活センター自身も分析し、消費者庁も分析し、消費者委員会も分析し、各々の事務に活用すればよいのではないか。
- ・また、情報提供についても、相談現場から寄せられる情報に基づく柔軟なものと、ある程度厳格な法解釈を前提とした行政処分庁によるものとは、およそ性格が異なっており、さらに、消費者にとっては注意喚起が複数なされることは望ましいといえる。

以上

## 「国民生活センター見直し」に関する意見

平成23年6月3日消費者委員会

金子 晃

### 1 見直しの視点および手法に関して

(1) 経済性、効率性のみならず有効性の観点からの見直しの必要性

(2) 見直しは専門性にに基づき客観性ある信頼性のあるものである必要がある。

### 2 行政および事務事業の継続性に関して

(1) 行政の継続性および新しい環境変化への対応の必要性

(2) 現在の消費者庁は行政の継続性を確保できる主体か

### 3 消費者庁、消費者委員会および国民生活センターの役割分担と連携に関して

(1) それぞれの役割分担と連携の必要性

(2) 消費者庁と国民生活センターの機能は重複しているか

(3) 消費者庁における政策決定・企画と実施の一元化は望ましいか

(第56回消費者委員会(平成23年6月3日)資料1)

4 国民生活センターの事業者対応と消費者庁の法的規制に関して

(1) 国民生活センターの法的措置によらない対応の意義と効果

(2) 消費者庁の法的権限行使の意義と効果

(3) 両者の連携の効果

5 専門家および関係者を含めた検討の必要性

独立行政法人国民生活センターの消費者庁への統合問題について  
行政組織法の見地から

(平成23年6月3日消費者委員会)

藤田 宙靖

1. 始めに

本日私に与えられた課題は、独立行政法人国民生活センターを消費者庁に統合することの是非についてどう考えるか、ということであると理解している。ただ、私は、消費者行政の制度と現状について詳しくないので、この問いに正面から答えることはできない。私に出来るのは、専ら、行政組織法の見地からして、そこにはどのような理論的な問題があるかという、いわば器の形状の問題について、若干の指摘をさせて頂くことだけであって、問題とされている統合が、果して消費者行政の運営上適切であるのかどうかといった問題、つまり、いわば、消費者行政という中身を盛るのにこの器が果して適切なのかどうか、という実質的な問題については、判断を一切控えさせて頂きたい。

2. 独立行政法人制度誕生の背景と狙い

周知のように、独立行政法人という制度は、第二次橋本内閣の下で行われた中央省庁再編の中で構想され、平成13年にその第一号が誕生した制度である。制度の構想は、もともと総理直轄の審議機関として置かれた行政改革会議において立てられたものであり、私は、その取りまとめの中心となった者であるから、そういう立場の者として、この制度成立の背景・狙いについて改めて説明をしておくこととしたい。

行政改革会議は、橋本総理の中央省庁再編という公約を実現するために設けられたものであるが、この任を果たすために行政改革会議が考えた中央省庁再編は、非常に大雑把に言うと、まず、国の行政が担う事務(従って又、このような事務を担う行政組織)を大幅に減量した上で、残った行政につき何をどのような機関に割り振るべきかを考える、という方針に基づくものであった。その際、減量の方法については、国の行政が担当する事務の間口を狭める意味でのいわば「水平的減量」と、そのフィールドの中で、どの程度までの奥行の事務を国自らがやるか、という意味での「垂直的減量」とに考え方を整理した。そして、前者については、例えば民営化とか地方分権がその手法として考えられるけれども、これは、既に行政改革会議に先行している行政改革委員会(民営化の範囲)及び地方分権推進委員会(地方公共団体への事務移譲の範囲)の検討結果に委ねる、そして、行政改革会議としては、主として後者につき構想を立てる、という方針で検討を進めた。次に、「垂直的減量」のための方針としては、「企画・立案」事務と「実施」事務のカテゴリーを区別し、国の行政組織としては、基本的に前者のみを担当し、後者については、原

(第56回消費者委員会(平成23年6月3日)資料2)

則的にアウトソーシングする、という構想が立てられたのであって、その際アウトソーシングの受け皿として新たに考えられたのが、何よりも、国からは独立した法人としての性格を持ち(従って、国家行政組織法の枠からは外れ、又、職員数についても定員法の制約の外にある)しかし、民間法人とは異なり、あくまでも国の行政の一環を担う法主体としての位置付けを持った、独立行政法人という制度であったのである。

従って、独立行政法人制度の狙いとしては、何よりもまず、国の行政機関が担う事務の減量そしてそれに伴う国の行政組織の減量ということが出発点にあったことを見失ってはならない。現政権の下、上記の構想に基づく中央省庁再編の基本的な考え方が根本的に変更されたというならば話は別であるが、そうでない限りは、独立行政法人国民生活センターを消費者庁と統合することの是非という問題の検討に当たっても、上記の視角よりする検討を怠ってはならない。そして、少なくとも上記の限りにおいては、センターを消費者庁に統合するという事はつまり、かつて特殊法人として行政の外にあった者が担っていた作用を、独立行政法人化を経て、新たに国の行政組織の中に取り込もうということに他ならないから、独立行政法人制度設立の狙いに逆行する動きであることは明らかである。

### 3. 「効率化」の観点について

尤も、独立行政法人設立の狙いは、上記のように国の行政組織の減量ということのみにあるのではなく、アウトソーシングを通しての「事務の効率化」というところにも、その重要な一面がある。この点に関してはしかし、次のことを理解しておく必要がある。

何よりもまず、そこで目的とされている「効率化」の重点は、「企画・立案」と「実施」の担い手を分けることにより、それぞれの作業内容の充実化を図るということにある。もとよりあらゆる行政作用を全て「企画・立案」と「実施」との二元に厳密に線引きできるか、又、あらゆる場合において、両者の機能を完全に分離するということが、事務の適切な遂行という上で本当に合理的か、という問題は、無いではないのであるが、しかし、先に見た中央省庁再編の基本構想が否定されたというのであればともかく、そうでない限り、まずは、この基準が振り分けの基本とならなければならない、ということになる。

従って、上記の見地に立つ限り、国民生活センターの消費者庁への統合の理由が、事務の重複ということにあるのである以上、その事務が「実施」事務としての性質を持つものである限り、理論的にはむしろ、全て独立行政法人側に移行すべきものということになる。又、仮に、事務の内容に重複が無い場合であっても、上記の基準に従う限り、国民生活センターが現に行っている事務を消費者庁が行うべき理由は無く、むしろ、消費者庁が現に行っている事務が、企画・立案事務であるのではなく実施事務としての性質を持つものであるとすれば、それは、そのままにしておくべき決定的な理由があるのでない限り、本来独立行政法人側に移行させるべきものであることにもなる。

#### 4. 消費者庁が「外局」であることとの関係

他方、「消費者庁」は内閣府という本府の「外局」として設置されているものであるから、それ自体既に本府からは一定の独立性を保っているのであって、効率性の達成のために「外に出す」という要請は、既にある程度充たされている（従って、センターを吸収したとしても、さしたる問題は無い）、という反論があり得よう。しかし、この反論には、次のような問題がある。

第一に、この反論では、冒頭に見たように、センターの統合が、実施事務を「国の行政組織」の外に出すという根本的な要請に反することに對しての説明とはならない。

第二に、消費者庁は、「外局」としての「庁」ではあるが、企画・立案事務と実施事務の分離という目的のために、独立行政法人と並ぶ受け皿として中央省庁改革基本法が用意した「実施庁」（中央省庁等改革基本法16条4項にいう「主として政策の実施に関する機能を担う庁」。なお参照、国家行政組織法7条5項）として設置されたものではなく、そのような機能を果たしていない。この「実施庁」という観念及び制度は、同じく橋本行革の中央省庁再編に際して新たに導入されたものであって、その狙いは、同じく実施事務と言っても、例えば行政処分等の公権力の行使のように、国あるいは地方公共団体以外の者の手に委ねるということが、（不可能と言わないまでも）少なくとも望ましくないものがある、といったことから、とりわけ、大量・反復的に行う必要のある（例えば許認可・査定等の）事務等を中心として、これを国の行政機関に行わせることとはするが、しかしその際当該機関に大幅な権限行使の自由を与えることによって、事務の効率化を図ろう、ということにある。そして、中央省庁再編に際しての基本的な考え方は、外局としての「庁」は、原則として「実施庁」とする、というものであった。そこで、仮に消費者庁が「実施庁」として設立されたのであれば、もともと特殊法人であった国民生活センターのような独立行政法人が行っているものも含めて、実施事務は全てそこに集約すべきであるという考え方も、或いはそれなりの合理性を持つかも知れない。しかし周知のように、消費者庁はむしろ本来企画・立案事務を行うことをその主たる任務とするのであって、実施事務の一つである行政処分を行う権限が与えられているのは、上記に見たように、それを国や地方公共団体以外の法主体に委ねることが困難であるが故の、例外的な扱いに過ぎないのだ、と整理する方が、組織論的にはより明確であるように思われる。

因みに、消費者庁は、内閣府に置かれた外局であって、国家行政組織法が直接に定める一般省庁としての「国の行政機関」の外局ではない。しかし、内閣府には、内閣の機関としての側面（内閣府設置法3条1項参照）と同時に、「国の行政機関」と同じく国の行政事務を分担管理する一般の行政機関という側面があり（内閣府設置法3条2項を参照）、消費者庁は、いうまでも無く、後者の側面（任務）の見地から置かれているものである（内閣府がこのように、いわば又工のような構造を持った組織体となってしまったのは、専ら、行政改革会議の検討結果に対して様々の政治的圧力が加わり、その本来の狙いが歪められ

てしまったことによる)。この意味において、組織法上、消費者庁が「内閣府」の外局であることに、特別の意味を見出すことはできない。

#### 5. 消費者庁が「企画・立案プラス実施」庁であることとの関係

但し、上記までに見て来た点については、前提となる思考枠組を変えることによって、以下に見るように、大逆転が生じる可能性もあり得る。

上記4に述べたように、中央省庁再編に際しては、外局は原則として「実施庁」として設置するという方針が出発点とされたのであるが、しかし実際には、様々の政治的圧力等も働いて、「企画・立案と実施とを共に行う行政機関」としての旧来型の外局である「庁」が数多く存続する結果となった(むしろ、「実施庁」として現行法上位置付けられているのは、全体の半数を割り、公安調査庁、国税庁、特許庁、気象庁、海上保安庁の5庁に止まる。国家行政組織法別表第二を参照。なお当初はこれに社会保険庁が加わっていた)。省庁再編後新たに生まれた観光庁、消費者庁の設置に際しては、むしろ当初から、こういったことが問題とされることも無いままに、旧来型の外局が設置されたのではないかとすら思われる。そこで、このことを理論的にどう整理するかが問題となる。

上記のように、中央省庁再編の基本構想に従えば、外局は本来「実施庁」としてのみ設置されるのが筋なのであって、そうでなく、敢えてその例外として、「企画・立案」をも行う「庁」を設けるといふのであれば、それはそれを正当化する十分な理由ないし根拠が必要である、ということになる筈である。そういった理由とは、少なくとも理論的にいう限り、事務の効率性のためには、「企画・立案」と「実施」を分離するのではなく、むしろ共に行かせた方がより合理的である(そのために組織の「減量」が犠牲にされてもやむを得ない)場合がある、ということしかあり得ない。この場面では、「分離しない方が合理的である」と主張する側が立証責任を負うことになるが、例えば消費者庁の場合、このレベルの議論はクリアーされた上で、敢えて両者を共に行う機関が設立されたのだ、という前提(すなわち、消費者庁は、そもそも中央省庁再編の基本構想に対して敢えて設けられた例外の一つである、という考え方 いわば「居直り」の論理)に立てば、上記4.までに述べたことは全て、消費者庁に関する限り意味を持たないことになる。そうすると、敢えてこのようなものとして設置された「庁」から、改めて実施事務を外に出す必然性の無いことはもとより、むしろ(特別の理由が無い限り)併存する国民生活センターの行う実施事務をも吸収した方がより合理的である、という理屈にもなり得るであろう。結果として、このレベルでは今度は、「分離した方がより合理的である」と主張する側が、立証責任を負うことになる。今回の統合論についての消費者庁側の理論的スタンスは、おそらくこのように整理されよう。

ただ、この理論的筋道においては、要するに、「敢えて『企画・立案及び実施を共に担う外局』として設立された消費者庁なのであるから国民生活センターの行っている実施事務

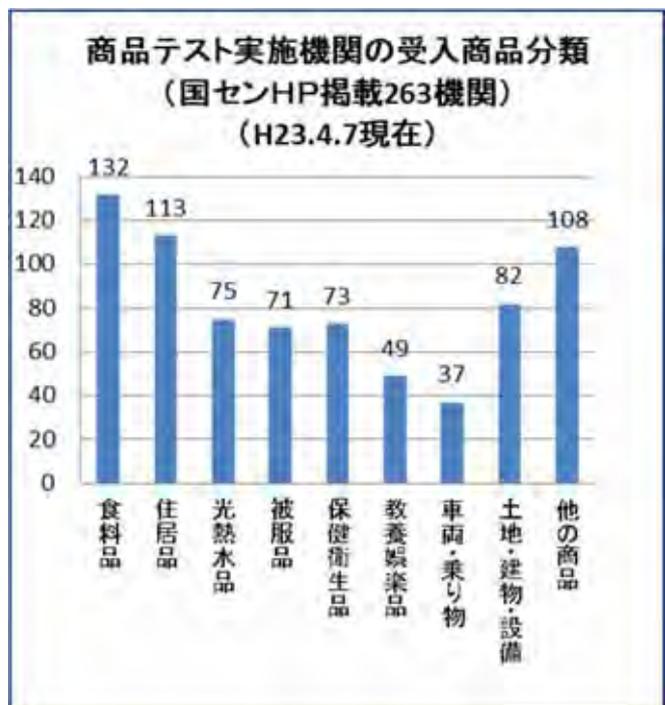
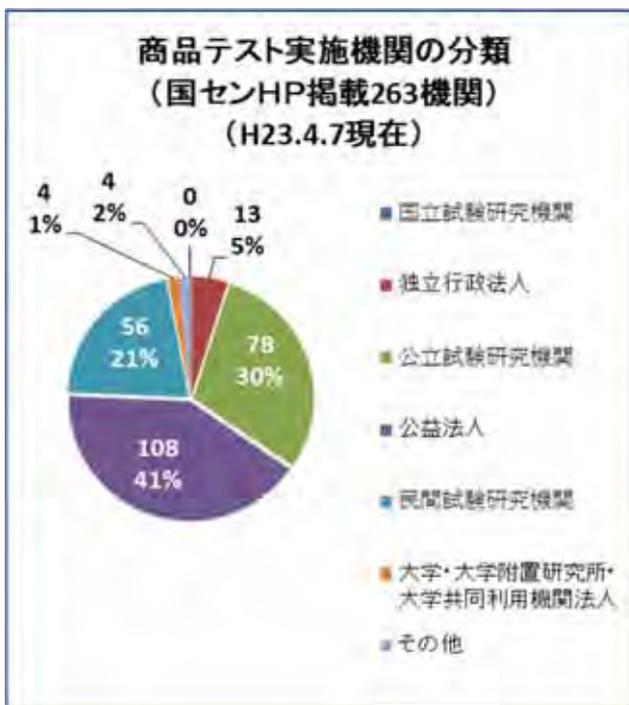
も『共に行わせる』のが合理的だ」という理屈になるのであって、そうであるとすれば、統合した上で改めて、消費者庁の内部で、その事務を新たに設置する(一定の独立性を持った)「特別の機関」であるとか「施設等機関」等の機関に委ねるといふことには、充分な理由が無い。従って、仮に、センターを統合する以上はこのような処置が不可避であるといふのであれば、そもそも統合そのものが組織法上の合理性を欠く、ということにもなるであろう。

## 6. 結び

以上を要するに、結局のところ、国民生活センターを消費者庁に統合することが是か非かという問題については、行政組織法の見地からは両様の見方が出来るのであって、この見地のみから一刀両断に結論を導くことはできない。余りにも当たり前の話ではあるが、消費者行政の有効な運営のためにはどちらがより効率的であり合理的であるかの実質的議論を、一層深めるより他は無いように思われる。

1. テスト実施機関の分類・受入商品分類

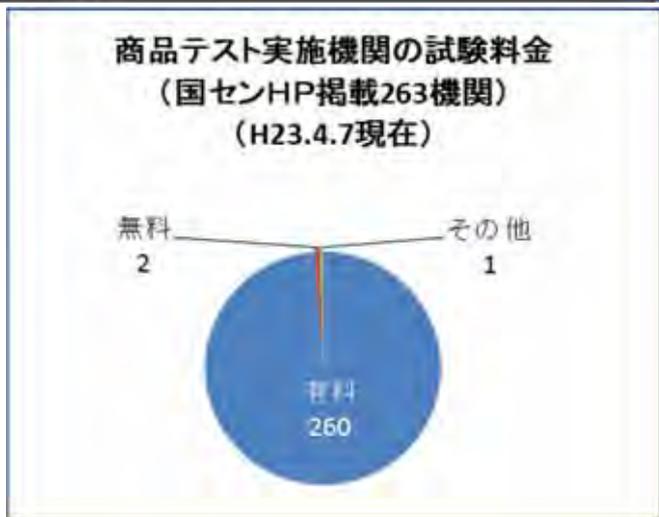
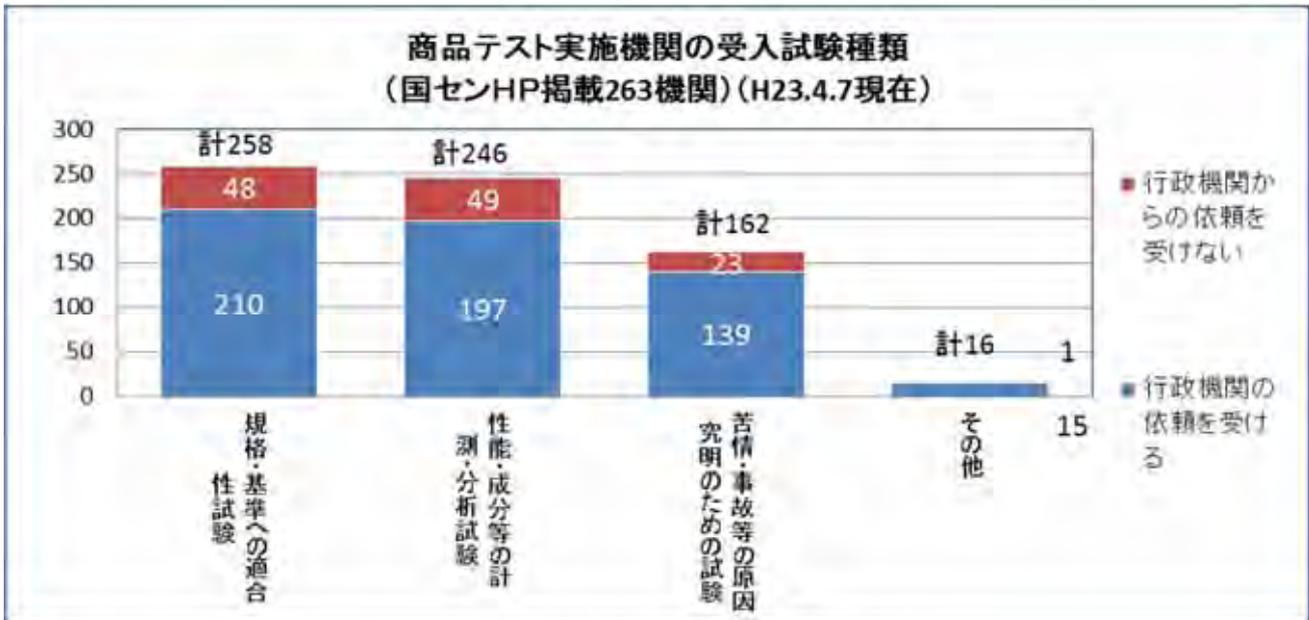
- 国民生活センターのホームページでは、商品テスト(製品関連事故に係る原因究明テストを含む)の依頼を受け入れている、公益法人・公立試験研究機関・民間試験研究機関等の各種テスト実施機関について、そのテストの対象商品、テストの種類、受入対象者、試験内容、特徴的な試験設備等の情報が公表されている。
- なお、平成23年4月7日現在で、公表されている各種テスト実施機関は263機関あるが、その所在地については、地域的な偏りが非常に大きい。



\* 上記は、(独)国民生活センターのホームページ([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html))における公表情報をもとに消費者委員会において整理したもの(平成23年4月7日現在)。  
\* なお、受入商品分類については、複数の商品分類を受け入れる機関も多いため、各分類ごとの数値の合計と機関数は一致しない。

2. テスト実施機関の受入試験の種類・試験料金

- テスト実施機関の多くは、「規格・基準への適合性試験」「性能・成分等の計測・分析試験」の依頼を受け入れているが、「苦情・事故等の原因究明のための試験」を受け入れているのは、全体の約6割(162)にとどまる。
- また、テスト実施機関によっては、行政機関からの依頼を受け入れていないところもある。
- 試験料金については、ほぼすべての機関(260)について試験料金は有料であり、「料金表または規定による」「試験内容に対する見積りによる」としているところが多い。



\* 上記は、(独)国民生活センターのホームページ([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html))における公表情報をもとに消費者委員会において整理したもの(平成23年4月7日現在)。  
 \* 「規格・基準への適合性試験」: 法律等で定められた規格・基準に適合しているかどうかの試験  
 「性能・成分等の計測・分析試験」: 依頼者の指定する各種性能・成分等の試験  
 「苦情・事故等の原因究明のための試験」: 製品関連事故に関連する苦情処理のため、又は紛争処理のために必要な、事故原因究明のための試験  
 \* なお、受入試験種類については、複数の試験種類を受け入れる機関も多いため、各分類ごとの数値の合計と機関数は一致しない。

	(独)国民生活センター	(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) (特定独立行政法人)	(独)農林水産消費安全技術センター (FAMIC) (特定独立行政法人)
<b>設置根拠</b>	独立行政法人国民生活センター法 (平成14年12月4日 法律123号)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 (平成11年12月22日 法律204号)	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法 (平成11年12月22日 法律183号)
<b>沿革</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢S37 特殊法人国民生活研究所</li> <li>➢S45 特殊法人国民生活センター ( H13 特殊法人等整理合理化計画)</li> <li>➢H15 (独)国民生活センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢S59 通商産業省 通商産業検査所</li> <li>➢H7 通商産業省 製品評価技術センター</li> <li>➢H13 (独)製品評価技術基盤機構</li> </ul>	<p>( S22 ~ 農薬検査所・肥料検査所・輸出食料品検査所等(施設等機関))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢H13 (独)農薬検査所・(独)肥飼料検査所・(独)農林水産消費安全技術センター</li> <li>➢H19 (独)農林水産消費安全技術センター ( 上記3機関が統合)</li> </ul>
<b>組織(支所等)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 東京事務所(相談・情報・ADR・その他)</li> <li>➢ 相模原事務所(商品テスト・研修)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢本所(東京)</li> <li>➢製品安全センター大阪</li> <li>➢8支所(北海道・東北・北関東・北陸・中部・中国・四国・九州)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢本部(埼玉)</li> <li>➢地方センター (札幌・仙台・名古屋・神戸・福岡)</li> <li>➢その他全国の農薬検査部</li> </ul>
<b>目的</b>	<p>【センター法3条】</p> <p>国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施すること</p>	<p>【機構法3条】</p> <p>工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資すること</p>	<p>【センター法3条】</p> <p>一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ること</p>

	<p>(独)国民生活センター</p>	<p>(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) ( 特定独立行政法人)</p>	<p>(独)農林水産消費安全技術センター (FAMIC) ( 特定独立行政法人)</p>
<p>各種法令に定められた 主な事務</p>	<p>【消費者基本法25条】 国民の消費生活に関する情報収集・提供、事業者と消費者との間に発生した苦情処理あっせん・苦情相談、当該紛争の合意解決、<b>消費者苦情に関する商品の試験・検査</b>、及び、役務に関する調査研究等、消費者に対する啓発・教育における中核的な機関</p> <p>【消費者安全法9条】 国とともに、都道府県・市町村に対し、都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施に関して、情報提供その他の必要な援助</p>	<p>【製品安全4法】(*) <b>規制対象製品の製造・輸入事業者への立入検査</b></p> <p>【消費生活用製品安全法】 <b>特定保守製品等の経年劣化等の調査</b> <b>重大事故の公表に際しての技術上の調査等</b></p>	<p>【JAS法】 <b>JASマーク使用に係る立入検査</b> <b>食品品質表示基準に係る立入検査等</b></p> <p>【農薬取締法】 農薬製造者等への立入検査・登録検査等</p> <p>【飼料安全法】 飼料製造事業場等への立入検査等</p> <p>【肥料取締法】 肥料生産業者等への立入検査等</p>
<p>業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢相談事業</li> <li>➢<b>商品テスト事業(製品等に関する苦情相談解決支援のためのテスト、及び、消費者被害の未然防止等のための商品群テスト)</b></li> <li>➢ADR事業</li> <li>➢情報・分析・提供事業</li> <li>➢研修事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢<b>製品安全関連業務(製品安全4法に関連する製品事故原因究明、これに基づく技術基準案作成、立入検査等)</b></li> <li>➢化学物質管理関連業務</li> <li>➢バイオテクノロジー関連業務</li> <li>➢適合性認定関連業務</li> <li>➢講習業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢<b>JAS法に基づく業務(食品表示の監視・立入検査、規格見直し等)</b></li> <li>➢農薬取締法に基づく業務(立入検査・登録検査等)</li> <li>➢飼料安全法に基づく業務(立入検査等)</li> <li>➢肥料取締法に基づく業務(立入検査・登録申請調査等)</li> <li>➢その他、一般的な情報提供業務の一環として、消費者相談も実施</li> </ul>

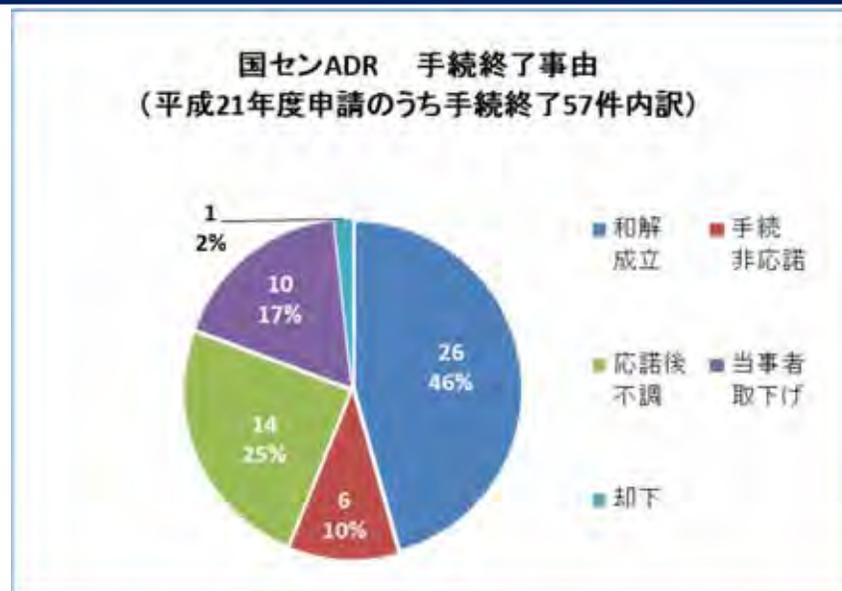
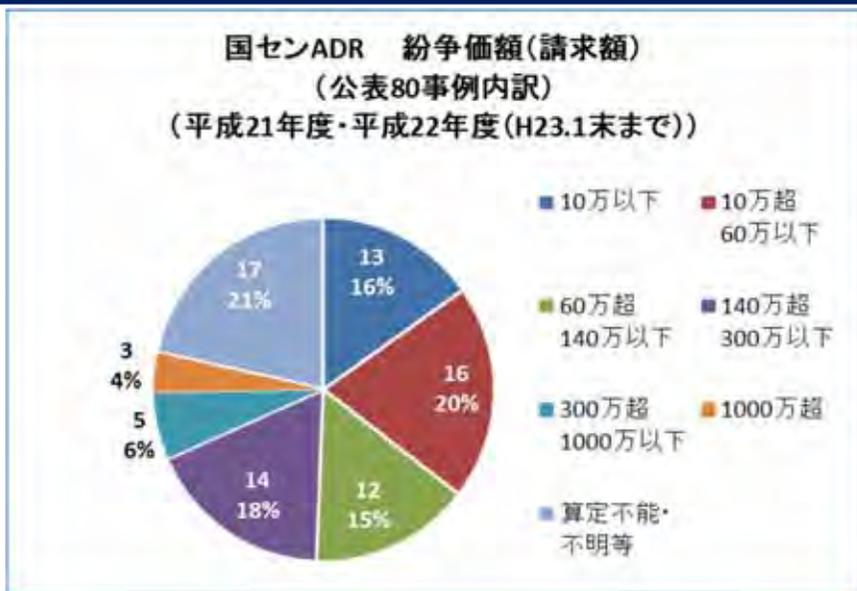
\* 消費生活用製品安全法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・ガス事業法・電気用品安全法

	(独) 国民生活センター	(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) ( 特定独立行政法人)	(独) 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) ( 特定独立行政法人)
商品テスト等の 実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶消費者からの苦情相談を解決するためのテスト 81件(依頼は208件)(平成21年度) なお、81件のテストにあたり207商品をテスト</li> <li>▶消費者被害の未然防止等のための商品群テスト 16件(平成21年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶製品事故情報の収集および原因究明 4,371件(平成21年度)</li> <li>▶過去の原因究明等のデータベース 約2.7万件 なお、平成20年度は約368万ページビュー</li> <li>事故品確認・現場調査の目標は年間350件(中期目標)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶JAS製品及び一般食品の品質検査・食品表示監視 6,801件(平成21年度)</li> <li>JAS製品の品質検査の目標は年間700件以上、食品表示の神聖性の検査の目標は年間6,000件以上(中期目標)</li> </ul>
商品テスト等の 実施の流れ	<p>【苦情解決テスト】 消費生活センター等からのテスト依頼 →テスト実施 →商品テスト分析・評価委員会で審議 (テスト手法・結果の評価、事業者名等の公表の妥当性等) →結果報告書による回答 →(事案によって)報告書を取りまとめ報道発表</p> <p>【商品群テスト】 PIO-NET等の分析からテーマ設定・テスト実施 →商品テスト分析・評価委員会で審議 (テスト手法・結果の評価、事業者名等の公表の妥当性等) →報告書を取りまとめ報道発表</p>	<p>【重大事故】 消費者庁が重大事故の報告受領(製安35 )(*) →消費者庁から経済産業省に通知(製安35 )(*) →公表にあたり必要がある場合はNITEに技術上の調査指示(平成20年度は1,167件)(製安36 )(*) →消費者庁による公表(製安36 )(*)</p> <p>【非重大事故】 NITEが非重大事故の報告受領(経済産業省による要請) →NITEが原因調査(平成20年度は5,440件～上記の重大事故の調査含む) →NITEの事故動向等解析専門委員会・技術専門家WGで審議 →公表・規格基準案の作成等</p>	<p>【食品表示(JAS規格・品質表示基準)の監視】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶検査の端緒 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省からの立入検査指示(JAS法)</li> <li>・消費者からの情報</li> <li>・独自に食品の市販品を購入</li> </ul> </li> <li>▶上記を端緒として、表示と内容の一致等について検査を実施</li> <li>▶不適正表示については、内容・程度等に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAMICから文書による技術的な改善指導(情報提供の一環)</li> <li>・農林水産省・地方自治体への情報提供(必要に応じて、その後、行政指導等)</li> </ul> </li> </ul>

\* 「製安」:消費生活用製品安全法

(1)国民生活センター

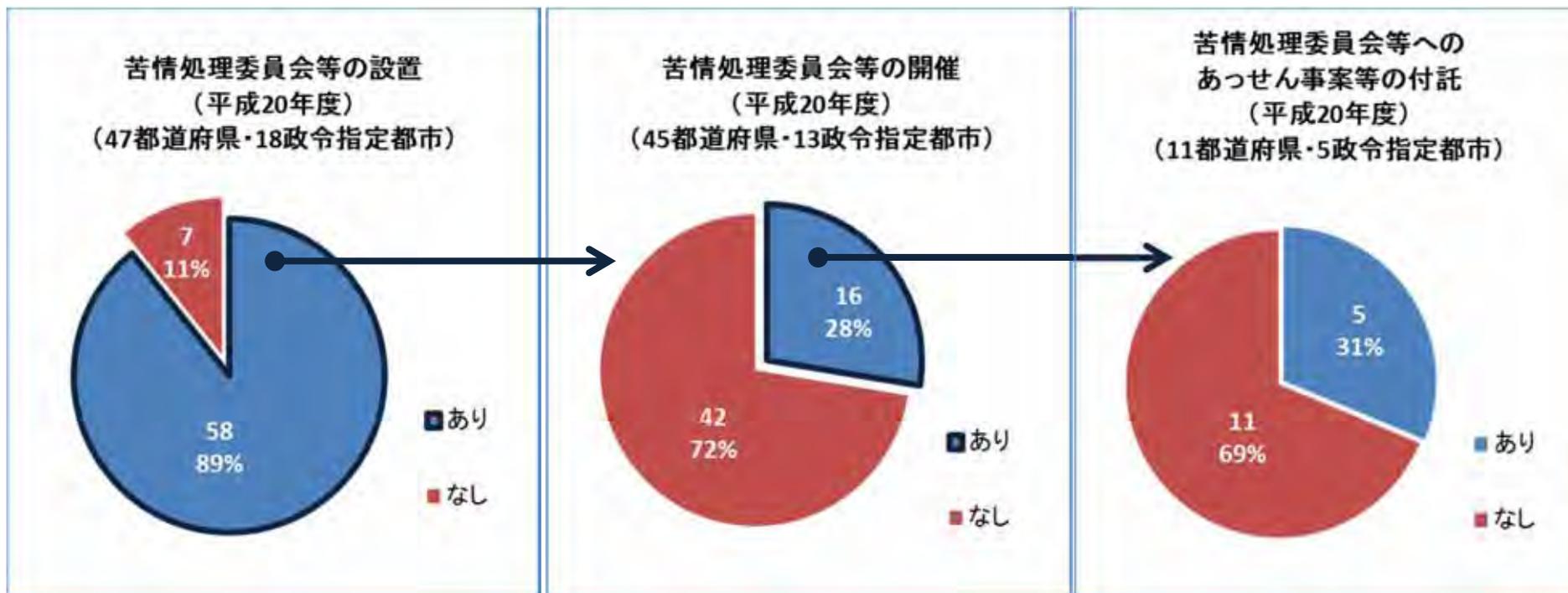
- 国民生活センターのADRは、「独立行政法人国民生活センター法」の改正に伴い、平成21年4月から始まったが、平成21年度は106件の申請があり、平成22年度は平成23年1月末までに122件の申請があった。
- 紛争価額(請求額)は、10万円以下が16%、10万超60万円以下が20%、60万超140万円以下が15%と多岐にわたるが、後記の民間ADR(認証ADR機関)と比べると、やや低額の傾向にある。(\*\*)
- 手続終了案件のうち、和解が成立したものは46%。一方、相手方がADR手続に応じなかったために終了した(手続非応諾)のは10%にとどまっており、後記の民間ADR(認証ADR機関)及び弁護士会紛争解決センターのいずれと比べても、若い等による解決の率が高く、手続非応諾の率が低い。(\*\*\*)
- また、事案の公表を行うことで、類似の紛争に対して解決指針を提示する機能を有している点も、後記の他のADR機関にはない特長である。



\* 上記は、(独)国民生活センターのホームページ([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110303\\_3.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110303_3.html)ほか)をもとに消費者委員会において整理したもの。  
 \*\* 平成21年4月1日から平成23年1月31日までの期間に申請のあった228件のうち、結果の概要が公表された85件(併合もあるため公表事例としては80事例)の内訳。公表内容から紛争価額(請求額)がわからないものは「算定不能・不明等」として整理。  
 \*\*\* 平成21年度に申請のあった106件のうち、手続が終了した57件の内訳。

(2) 苦情処理委員会等(47都道府県・18政令指定都市)

- 都道府県・政令指定都市の約9割が苦情処理委員会等を設置しているものの、そのうち実際に開催しているのは3割弱にとどまる(平成20年度)。
- また、苦情処理委員会等を開催した都道府県・政令指定都市の中でも、あっせん事案等を付託したのは5自治体のみ(平成20年度)。

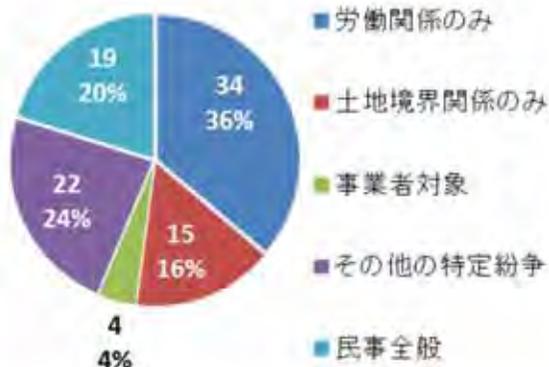


\* 上記は、地方消費者行政の現況(平成21年度版「地方消費者行政の現況調査」)(平成22年1月調査 消費者庁)([http://www.caa.go.jp/region/pdf4/genkyou\\_4-2.pdf](http://www.caa.go.jp/region/pdf4/genkyou_4-2.pdf))をもとに消費者委員会において整理したもの。なお、上記の対象は、47都道府県・18政令指定都市の平成20年度の状況。

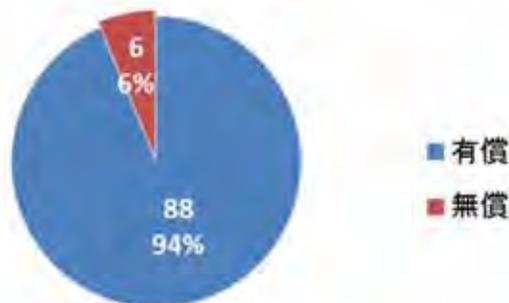
(3)民間ADR(認証ADR機関)(94機関)  
取扱紛争・申立人の費用負担

- 認証ADR制度は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき、平成19年4月から始まったが、平成23年3月末時点で、認証を受けているのは94機関。
- 労働関係のみ・土地境界関係のみを対象とするなど、専ら消費者問題以外を対象とする機関も多く(上記94機関のうち少なくとも49機関)、民事全般を扱っているのは19機関にとどまる。
- また、9割以上にあたる88機関において、申立手数料(1~5万程度)が必要となる。

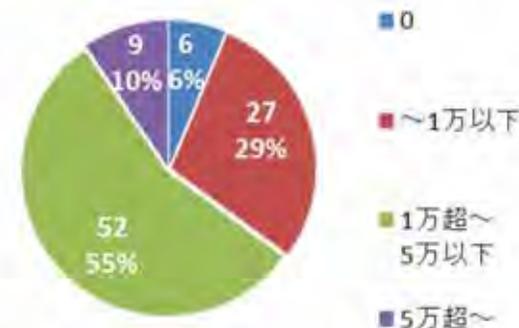
認証ADR機関の取扱紛争種別  
(94機関)



認証ADR利用時の  
申立人の費用負担(申立時)  
(94機関)



認証ADR利用時の  
申立人の費用負担額(申立時)  
(94機関)

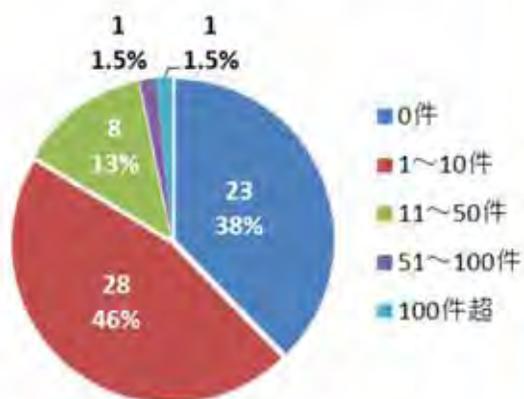


\* 上記は、法務省ホームページ「かいけつサポート(認証紛争解決サービス)」(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>)における各機関の公表情報をもとに消費者委員会において整理したもの(平成23年3月末現在)。なお、上記の対象は、平成23年3月末までに認証を受けた94機関の平成21年度の状況。

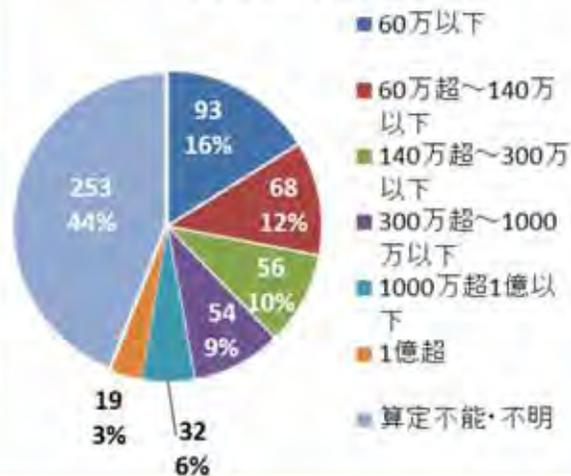
(3) 民間ADR(認証ADR機関)(94機関)  
受付件数・紛争価額・手続終了事由

- 受付件数は、0件が38%、1件以上10件以下が46%と、全体的に少ない(平成21年度)。
- 紛争価額は、60万円以下が16%、60万円超140万円以下が12%等、多岐にわたっている(平成21年度)。
- 手続終了案件のうち、和解等の成立により終了したものは34%。一方、相手方がADR手続に応諾しなかったために手続が終了したもの(不応諾)は28%(平成21年度)。

認証ADR機関の案件受付件数  
(61機関685件)  
(平成21年度)



認証ADR機関の紛争請求価額  
(61機関・手続終了575件)  
(平成21年度)



認証ADR機関の  
紛争解決手続の終了事由  
(61機関・手続終了575件)  
(平成21年度)

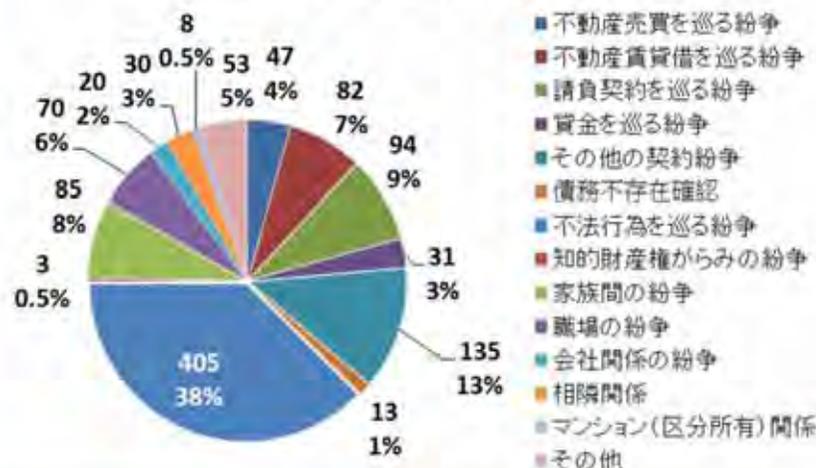


\* 上記は、法務省ホームページ「かいけつサポート(認証紛争解決サービス)」(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>)における各機関の公表情報をもとに消費者委員会において整理したもの(平成23年3月末現在)。なお、上記の対象は、平成22年3月末までに認証を受けた62機関のうち受付案件数等について情報が公表されている61機関の平成21年度の状況。

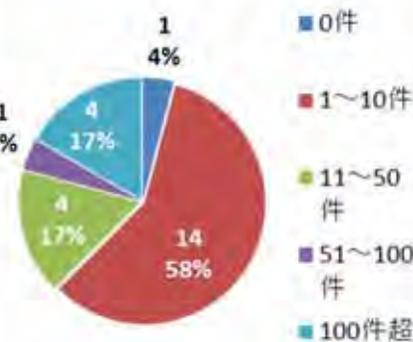
(4) 弁護士会紛争解決センター(26弁護士会・30センター)

- 47都道府県のうち、弁護士会の紛争解決センターがあるのは、24(26弁護士会・30センター)にとどまる(平成21年度)。なお、すべての紛争解決センターについて、申立手数料(1~2万円台)及び成立手数料が必要となる。
- 取扱紛争は、不法行為(38%)・その他契約紛争(13%)・請負契約(9%)など、消費者問題以外も含めて多岐にわたり、紛争価額も、平均約541万円・最大22億円と多岐にわたっている(平成21年度)。
- 申立件数は、10件以下が62%となっており、100件を超えるのは、宮城・東京・愛知・大阪の4つのみ(平成21年度)。  
(\*\*)
- 手続終了案件のうち、解決に至ったものは36%(298件)。一方、相手方が手続に応じなかったために終了したもの(不応諾)は36%(302件)(平成21年度)。(\*\*\*)

弁護士会 紛争解決センターの紛争種別  
(26弁護士会30センター)(平成21年度)



弁護士会 紛争解決センター  
申立件数  
(設置24自治体)  
(平成21年度)



弁護士会 紛争解決センター  
手続終了事由  
(設置24自治体)  
(平成21年度)



\* 上記は、日本弁護士連合会のホームページ「仲裁統計年報(2009年度版)」([http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal\\_aid/consultation/tyusaitoukei\\_nenpou.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/consultation/tyusaitoukei_nenpou.html))をもとに消費者委員会において整理したもの。なお、上記の対象は、平成22年3月末までに紛争解決センターが設立された26弁護士会30センターの平成21年度の状況(受理1,076件)。  
 \*\* 東京は、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターの合計。愛知は、愛知県弁護士会紛争解決センター及び愛知県弁護士会紛争解決センター西三河支部の合計。  
 \*\*\* 平成21年度の受理件数1,076件から「回答待ち」「進行中」を除いた827件の内訳。

	国民生活センター (紛争解決委員会)	都道府県等の 苦情処理委員会等	民間ADR (認証ADR機関)	弁護士会 紛争解決センター
機関数等	平成21年4月開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令市の約9割が設置しているものの、開催はそのうち3割弱(平成20年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年4月開始</li> <li>平成23年3月末時点で94機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>47都道府県のうち24に設置(26弁護士会30センター)</li> </ul>
取扱紛争の傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者紛争全般。但し、重要消費者紛争に限る</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働関係・土地境界関係等、消費者問題以外を専ら対象とする機関が半数以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法行為(38%)・その他契約紛争(13%)等、消費者問題以外も含めて多岐にわたる(平成21年度)</li> </ul>
申立人の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立手数料(1~5万程度)が必要となる機関が9割以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立手数料(1~2万円台)及び成立手数料が必要</li> </ul>
受付件数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請106件のうち、手続終了が57件(平成21年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理委員会等を開催した11都道府県・5政令市のうち、あっせん事案等を付託したのは5自治体のみ(平成20年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付件数は全体的に少ない(0件が38%、1件以上10件以下が46%)(平成21年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10件以下が62%。100件超は4都道府県のみ(平成21年度)</li> </ul>
紛争価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>多岐にわたるが、認証ADR機関と比べて低額の傾向(10万以下16%・10万超60万以下20%)(平成21・22年度)</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>多岐にわたる(60万以下が16%・60万超140万以下が12%)(平成21年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均約541万円・最大22億円と多岐にわたる(平成21年度)</li> </ul>
解決状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>和解成立46%・手続非応諾10%。他機関と比べて和解成立率が高く非応諾率が低い(平成21年度)</li> <li>事案の公表による、類似事案の解決指針提示機能は、他機関にない特長。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>和解等成立34%・不応諾28%(平成21年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛争が解決したもの・不応諾により手続が終了したものがいずれも36%(平成21年度)</li> </ul>

### 独立行政法人の個別法に基づく有識者等から構成される内部組織について

独立行政法人通則法及び個別法において、独立行政法人の役員会・理事会等に関する定めはおかれていないが、一部の独立行政法人において、個別法に基づいて、複数の学識経験者等から構成される「運営委員会」・「評議員会」等の内部組織を設置する例がみられる(表1)。

これらの内部組織は、いずれも「運営に関する重要事項」「業務方法書の作成又は変更」等、法人の業務運営にあたり重要な事項を所掌することが、個別法において明記されており、国民生活センターに関して、外部有識者による運営チェック体制の強化を検討するにあたって、参考となる。

なお、一部の独立行政法人においては、これらの内部組織を構成する有識者の要件や、主務大臣による法人の長の任命にあたり有識者の意見を聴くことを要件とすることについて、その個別法で一定の定めをおいている例もみられる(表2・3)。

【表1】個別法に基づき、有識者から構成される内部組織を設置しているものの例

法人名称	内部組織の名称	内部組織の構成員数	内部組織の構成員の任命権者	内部組織の権限等
北方領土問題対策協会	評議員会	評議員 15名以内	理事長(要大臣認可)	・理事長の諮問に応じた、協会の業務運営に関する重要事項の調査審議、及び当該事項についての理事長への意見具申
沖縄科学技術研究基盤整備機構	運営委員会	委員 15名以内	大臣	・業務方法書の作成又は変更、及び、中期計画の作成又は変更に関する審議 ・理事長任命に関する大臣への意見具申 ・機構の業務実施状況の監視 ・理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は大学院大学の在り方その他必要と認める事項について理事長に建議
平和祈念事業特別基金	運営委員会	委員 9名以内	理事長(要大臣認可)	・運営に関する重要事項の審議
日本学術振興会	評議員会	評議員 15名以内	理事長(要大臣認可)	・理事長の諮問に応じた、振興会の業務運営に関する重要事項の審議 ・業務運営についての理事長に対する意見具申
日本芸術文化振興会	評議員会	評議員 20名以内	理事長(要大臣認可)	・理事長の諮問に応じた、振興会の業務運営に関する重要事項の審議
大学評価・学位授与機構	評議員会	評議員 20名以内	機構長	・機構長の諮問に応じた、機構の業務運営に関する重要事項の審議 ・機構長任命に関する大臣への意見具申 ・機構の業務運営についての機構長に対する意見具申
勤労者退職金共済機構	運営委員会	委員 20名以内	大臣	・特定業種退職金共済規程の変更、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画に関する審議 ・特定業種に係る機構の業務運営に関する、理事長の諮問に応じた重要事項について意見具申、又は、必要と認める事項についての理事長への建議
年金積立金管理運用	運用委員会	委員 11名以内	大臣	・業務方法書の作成又は変更、及び、中期計画の作成又は変更に関する審議 ・年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況の監視 ・管理運用業務に関する、理事長の諮問に応じた重要事項についての意見具申、又は、必要と認める事項についての理事長への建議

【表2】上記の内部組織の構成員の要件を個別法で明記しているものの例

法人名称	内部組織の構成員の要件
北方領土問題対策協会	協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命
沖縄科学技術研究基盤整備機構	科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命
日本学術振興会	振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて理事長が任命
大学評価・学位授与機構	大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命
勤労者退職金共済機構	特定業種退職金共済契約の共済契約者及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命
年金積立金管理運用	経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命

【表3】主務大臣による法人の長の任命にあたり、個別法において、有識者等の意見を聴くこと等を要件としているものの例

法人名称	法人の長の任命にあたって個別法で定められた要件
沖縄科学技術研究基盤整備機構	内閣総理大臣は、理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、運営委員会の意見を聴かなければならない。
大学入試センター	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、大学教育に関し学識経験を有する者等の意見を聴くものとする。
宇宙航空研究開発機構	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の同意を得なければならない。
大学評価・学位授与機構	文部科学大臣は、機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
国立大学財務・経営センター	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、国立大学等に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を聴くものとする。
日本原子力研究開発機構	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

関係法令等

- 1 . 消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成 21 年 6 月 5 日 法律第 48 号)
- 2 . 消費者庁組織令 (平成 21 年 8 月 14 日 政令第 255 号)
- 3 . 独立行政法人国民生活センター法 (平成 14 年 12 月 4 日 法律第 123 号)
- 4 . 国家行政組織法 (昭和 23 年 7 月 10 日 法律第 120 号)
- 5 . 内閣府設置法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 89 号)
- 6 . 中央省庁等改革基本法 (平成 10 年 6 月 12 日 法律第 103 号)
- 7 . 独立行政法人通則法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 103 号)
- 8 . 消費者基本法 (昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 78 号)
- 9 . 消費者安全法 (平成 21 年 6 月 5 日 法律第 50 号)
- 10 . 消費生活用製品安全法 (昭和 48 年 6 月 6 日 法律第 31 号)
- 11 . 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令 (平成 21 年 8 月 28 日 内閣府令第 47 号)
- 12 . 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議 (衆議院)(第 171 回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会 第 14 号 平成 21 年 4 月 16 日)
- 13 . 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議 (参議院)(第 171 回国会 参議院 消費者問題に関する特別委員会 第 8 号 平成 21 年 5 月 28 日)

## 1. 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年6月5日 法律第48号)

(任務)

第3条 消費者庁は、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第4条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務(第6条第2項に規定する事務を除く。)をつかさどる。

- 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定による消費者安全の確保に関すること。
- 五~七 (省略)
- 八 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第3章第2節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。
- 九 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規定による購入者等(同法第1条に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。
- 十~十三 (省略)
- 十四 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第2条第3項又は第4項に規定する景品類又は表示(第6条第2項第一号八において「景品類等」という。)の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。
- 十五・十六 (省略)
- 十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第1項から第3項までに規定する基準に関すること。
- 十八~二十三 (省略)
- 二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- 二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消費者庁に属させられた事務

(設置)

第6条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ～ヘ (省略)

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三・四 (省略)

附 則

1・2 (省略)

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成21年法律第49号)及び消費者安全法(以下「消費者庁関連三法」という。)の施行後3年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後3年以内に、消費生活センター(消費者安全法第10条第3項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5・6 (省略)

## 2. 消費者庁組織令(平成21年8月14日 政令第255号)

(地方協力課の所掌事務)

第9条 地方協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者庁の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

二 消費者安全法(第3章に限る。)の規定による消費者安全の確保に関すること。

三 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

四 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

### 3. 独立行政法人国民生活センター法(平成14年12月4日 法律第123号)

(理事の職務及び権限等)

第7条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2・3 (省略)

第10条 センターは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。
- 二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。
- 三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。
- 四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。
- 五 国民生活に関する情報を収集すること。
- 六 重要消費者紛争の解決を図ること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(訴訟の準備又は追行の援助)

第40条 センターは、和解仲介手続によって重要消費者紛争が解決されなかった場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となった請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料(重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものを除く。)で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 (省略)

(消費者紛争に関する苦情の申出に係る業務)

第41条 センターは、委員会が行う重要消費者紛争解決手続のほか、消費者から消費者紛争に関する苦情の申出があった場合には、次に掲げる業務を行う。

- 一 当該消費者紛争の実情に即した解決を図るのにふさわしい手続の選択に資する情報を当該消費者に提供すること。
- 二 当該苦情の処理のためのあっせんを行うこと。

(情報の収集、公表等)

第42条 センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、当該情報の提供を依頼することができる。

2 センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

(緊急の必要がある場合の内閣総理大臣の要求)

第 44 条 内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他の事情が生じた場合において、国民に対して緊急に情報を提供する必要があると認めるときは、センターに対し、第 10 条第一号及び第二号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (省略)

#### 4 . 国家行政組織法 (昭和 23 年 7 月 10 日 法律第 120 号)

(組織の構成)

第 2 条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

#### 5 . 内閣府設置法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 89 号)

(所掌事務)

第 4 条 内閣府は、前条第 1 項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和 22 年法律第 5 号)第 12 条第 2 項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一~十六 (省略)

十七 消費者基本法(昭和 43 年法律第 78 号)第 2 条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

十八 (省略)

2 (省略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第 2 項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一~六十 (省略)

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成 21 年法律第 48 号)第 4 条及び第 6 条第 2 項に規定する事務

六十二 (省略)

(施設等機関)

第55条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第56条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

## 6. 中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日 法律第103号)

(中央省庁等改革の基本方針)

第4条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

一・二 (省略)

三 国の規制の撤廃又は緩和を進め、国と民間とが分担すべき役割を見直し、及び国と地方公共団体との役割分担の在り方に即した地方分権を推進し、これに伴い国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化するとともに、国が果たす役割を重点化すること。

四 国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能とを分離することを基本とし、それぞれの機能を高度化するとともに、組織上の分担体制を明らかにし、及びそれらに係る責任の所在を明確化すること。この場合において、政策の企画立案に関する機能を担う組織とその実施に関する機能を担う組織との緊密な連携の確保を図ること。

五~八 (省略)

(政策評価等)

第29条 政府は、第4条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。

二・三 (省略)

(国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針)

第 32 条 政府は、次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに国が果たす役割の重点化(第 53 条第三号において「国の行政組織等の減量、効率化等」という。)を積極的かつ計画的に推進し、その具体化のための措置を講ずるものとする。

一 国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること。

二 前号の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについては、第 36 条に規定する独立行政法人の活用等を進め、その自律的及び効率的な運営を図ること。

三・四 (省略)

## 7. 独立行政法人通則法(平成 11 年 7 月 16 日 法律第 103 号)

(定義)

第 2 条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (省略)

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第 3 条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(役員の職務及び権限)

第 19 条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 (省略)

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4・5 (省略)

(役員の任命)

第20条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 (省略)

3 第18条第2項の規定により置かれる役員は、第1項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 (省略)

(違法行為等の是正)

第65条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (省略)

## 8. 消費者基本法(昭和43年5月30日 法律第78号)

(目的)

第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。

5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(国民生活センターの役割)

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

## 9. 消費者安全法(平成21年6月5日 法律第50号)

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念(以下この条において「基本理念」という。)にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 (省略)

3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。

4~6 (省略)

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第8条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。
- 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
  - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
  - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

八・二 (省略)

三・四 (省略)

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
  - 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- 三～五 (省略)

(国及び国民生活センターの援助)

第9条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2～4 (省略)

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

第13条 内閣総理大臣は、前条第1項又は第2項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2～4 (省略)

(資料の提供要求等)

第14条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 (省略)

(消費者への注意喚起)

第15条 内閣総理大臣は、第12条第1項又は第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法(平成14年法律第123号)第44条第1項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3 (省略)

## 10. 消費生活用製品安全法(昭和48年6月6日 法律第31号)

(内閣総理大臣への報告等)

第35条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2~4 (省略)

(内閣総理大臣による公表)

第36条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第四項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2・3 (省略)

4 主務大臣は、第1項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構( )に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

( )機構とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のことを指す。

**11. 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令(平成21年8月28日 内閣府令第47号)**

(報告の期限及び様式)

第3条 法第35条第1項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から起算して10日以内に、様式第一による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

**12. 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議(衆議院)(第171回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会 第14号 平成21年4月16日)**

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一～二十二 (省略)

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

**13. 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議(参議院)(第171回国会 参議院 消費者問題に関する特別委員会 第8号 平成21年5月28日)**

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム(価値規範)の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一～三十二 (省略)

三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

三十四 (省略)